

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を踏まえた法テラスの取組について

【制度改正】電話による法律相談の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、法テラスの地方事務所では、業務の縮小、中止をせざるを得ない状況となり、これにより、これまで「面談にて実施することとなっていた法律相談」が、実施できない状況が発生しました。

これを解消するため、令和2年5月1日、法務大臣の認可を得て業務方法書を改正し、非常時において面談による法律相談の代替として、「電話等による法律相談援助」の実施が可能となりました。

「電話等による法律相談援助」(予約制)の概要

●制度改正により実施することになった内容

法テラスでこれまで実施していた「面談による法律相談」が、一部「電話」でも実施できることとなりました。5月11日以降、地方事務所では各地の実情に合わせて順次運用を開始しており、本日現在、約9割の地方事務所にて実施となっております。

※相談の実施状況などは、各地方事務所によって異なります。

●電話での法律相談の実施方法

【予約方法】

最寄りの法テラスに電話
(※法テラス職員対応)

後日

【相談】

弁護士・司法書士(もしくは法テラス)が、予約日時に指定の連絡先に電話

※各種相談制度には、利用要件あり。

※相談日時の調整は、後日となる場合あり。

※場合によっては、テレビ電話やウェブ会議システムを使用した相談も可能。

●対象となる法律相談制度

・民事法律扶助相談援助

収入や資産が一定額以下の方が対象。

・被災者法律相談援助

現在は、令和元年(2019年)に発生した台風第19号(令和元年東日本台風)で被災された方が対象。

・DV等被害者法律相談援助

DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている方(現に受けている疑いがある方も含む)が対象。

●実施期間(予定)

令和2年10月30日まで

※ただし、各地の状況により、異なります。

このほか、既存の枠組みでも以下のとおり対応しています。

法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

●法テラス・サポートダイヤルでは、法的問題の解決に役立つ情報の案内を、「電話」や「メール」で行っています。

また、公式ホームページで「新型コロナウイルス感染症」専用のQ&A(よくあるお問合せとその答え)を公開しています。今後は、さらに内容の更新をすすめてまいります。

●法テラス・サポートダイヤルへの問合せ件数推移
2月:56件 3月:371件 4月:1,436件

新型コロナウイルス感染症Q&A

- [各種支援制度関係一覧](#)
- [借入・ローン関係一覧](#)
- [契約関係一覧](#)
- [労働関係一覧](#)
- [損害賠償関係一覧](#)
- [DV・児童虐待関連一覧](#)
- [その他](#)

<寄せられた問合せ事例>

【雇用について】

・勤務先から、コロナウイルスの影響で客が減り、運営ができないため、4月いっぱい休職してくださいと連絡を受けました。その後、今月退職をしてくださいとの書面が届きました。正社員ではなく無期雇用の契約となっているのですが、どのように対応すればよいでしょうか。

【内定取消について】

・5月1日から入社予定だった会社から内定を取り消されました。現在の勤務先にはすでに退職を伝えており、このままでは5月以降無職になってしまいます。内定取消を行った会社に対して損害賠償等の請求をすることはできませんか。

【給付金について】

・家族からの暴力で実家を出て生活していますが、新住所を知られることが怖くて住所移転の手続きをしていません。新型コロナウイルスに関する特別定額給付金について受けとれない状態なのですが、どのようにすればよいですか。

法テラス立替金の返済の「猶予・月額の減額」制度についての周知

●内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、法テラスの民事法律扶助制度をご利用の方で、立替金の返済が難しくなった場合、月々の返済額を減らす、または、返済を一時停止する制度の活用を促すため、ホームページで周知を行っています。

<申請方法>

償還猶予申請書を、利用している法テラスの事務所へ提出。

※申請書はホームページ(「新型コロナウイルス感染症に関する支援情報について」特設ページ)で公開。申請書がダウンロード出来ない場合は、適宜の書面でも申請可能となっている。